金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針　新旧対照表（案）

改　正　案	現　行
Ⅰ　基本的考え方 Ⅰ－２　監督指針策定の趣旨 Ⅰ－２－２　本監督指針の構成 （１）本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。 そのため、「Ⅰ．基本的考え方」、「Ⅱ．金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者）又は登録金融機関を対象としつつ、適格機関投資家等特例業務を行う者、海外投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。 また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「Ⅲ．共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。 従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「Ⅲ 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分を参照することとする。 また、「Ⅷ」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それまでの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。 なお、金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者（Ⅹ－２－１（１）に規定する取引所取引許可業者をいう。）がそれ	Ⅰ　基本的考え方 Ⅰ－２　監督指針策定の趣旨 Ⅰ－２－２　本監督指針の構成 （１）本監督指針は、多様な金融商品取引業者等の監督に利用可能な包括的なもので、かつ、重複する記述を少なくするという意図で策定されている。 そのため、「Ⅰ．基本的考え方」、「Ⅱ．金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点」は、基本的には金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業又は投資助言・代理業を行う者）又は登録金融機関を対象としつつ、適格機関投資家等特例業務を行う者、海外投資家等特例業務を行う者、移行期間特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者、証券金融会社、投資法人及び商品投資販売業者も念頭に置いた記述となっている。 また、それに続く「監督上の評価項目と諸手続」には、まず「Ⅲ．共通編」として、金融商品取引業者に共通する監督上の留意事項等を記し、続く「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分では、各業態に特有の、追加的な留意事項等について記している。 従って、これら金融商品取引業者等を監督する者は、以下の表も参考にしつつ、まずは「Ⅲ 共通編」を参照するとともに、対象となる業者の業務の属性に応じ、その業者に特有の留意事項が記されている「Ⅳ」から「Ⅶ」までの部分を参照することとする。 また、「Ⅷ」以降においては、登録金融機関、適格機関投資家等特例業務を行う者、外国証券業者、金融商品仲介業者及び証券金融会社それぞれの監督上の評価項目と諸手続が、それまでの部分を適宜準用するかたち等で記されているので、これも参照することとする。 なお、金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者（Ⅹ－２－１（１）に規定する取引所取引許可業者をいう。）がそれ

改　正　案	現　行
ぞれの業務として行う高速取引行為については、本監督指針の別冊として策定された高速取引行為者向けの監督指針の着眼点等を準用することにより、監督上の対応を行うこととする。	ぞれの業務として行う高速取引行為については、本監督指針の別冊として策定された高速取引行為者向けの監督指針の着眼点等を準用することにより、監督上の対応を行うこととする。

改　正　案	現　行
Ⅱ　金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点	Ⅱ　金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点
Ⅱ－６　準用	Ⅱ－６　準用
（１）適格機関投資家等特例業務等又は海外投資家等特例業務を行う者への準用 適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第 63 条第２項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号。以下、Ⅵ－２－１０－１を除いて「改正法」という。）附則第 48 条第１項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は海外投資家等特例業務（金商法第 63 条の８第１項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下同じ。）を行う者に係る事務処理については、Ⅱ－１－４（２）から（４）まで、Ⅱ－１－５（１）、Ⅱ－１－７（１）⑥及び⑩、（２）②、Ⅱ－１－８、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４並びにⅡ－５の各規定に準ずるものとするほか、Ⅱ－１－７（３）に規定する財務事務所長等への再委任については、以下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。	（１）適格機関投資家等特例業務等、海外投資家等特例業務又は移行期間特例業務を行う者への準用 適格機関投資家等特例業務等（適格機関投資家等特例業務（金商法第 63 条第２項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業務（証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号。以下、Ⅵ－２－１１－１を除いて「改正法」という。）附則第 48 条第１項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、海外投資家等特例業務（金商法第 63 条の８第１項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下同じ。）、移行期間特例業務（金商法附則第３条の３第５項に規定する移行期間特例業務をいう。以下同じ。）又は金商法附則第３条の３第７項に規定する行為に係る業務（移行期間特例業務と併せて、以下「移行期間特例業務等」という。）を行う者に係る事務処理については、Ⅱ－１－４（２）から（４）まで、Ⅱ－１－５（１）、Ⅱ－１－７（１）⑥及び⑩、（２）②、Ⅱ－１－８、Ⅱ－２、Ⅱ－３、Ⅱ－４並びにⅡ－５の各規定に準ずるものとするほか、Ⅱ－１－７（３）に規定する財務事務所長等への再委任については、以下の事項を再委任事項と読み替えて適用するものとする。なお、別紙様式については、字句を適宜読み替えるものとする。
①～⑤［略］	①～⑤［略］

改　正　案	現　行
Ⅲ－３－３　業務に関する帳簿書類関係 　業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という（Ⅵ－３－２－４、Ⅵ－３－４－３、Ⅷ－２－３及びⅪ－２－３を除く。）。）は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。 （１）～（６）［略］	Ⅲ－３－３　業務に関する帳簿書類関係 　業務に関する帳簿書類（以下「帳簿書類」という（Ⅵ－３－２－４、Ⅵ－３－５－３、Ⅷ－２－３及びⅪ－２－３を除く。）。）は、金融商品取引業者の業務又は財産の状況を正確に反映させ、業務の適切性や財務の健全性を検証することなどによって、投資者保護に資するため法令にその作成及び保存義務が規定されているものである。帳簿書類の検証に当たっては、これらの趣旨を踏まえ、以下の点に留意して行うものとする。 （１）～（６）［略］

改　正　案	現　行
Ⅵ　監督上の評価項目と諸手続き（投資運用業）	Ⅵ　監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）
Ⅵ－２　業務の適切性（投資運用業）	Ⅵ－２　業務の適切性（投資運用業）
Ⅵ－２－１～８［略］	Ⅵ－２－１～８［略］
（削除）	Ⅵ－２－９　移行期間特例業務等に関する特に留意すべき事項 移行期間特例業者（移行期間特例業務等を行う者をいう。以下同じ。）の業務の適切性については、Ⅵ－２－２、Ⅵ－２－４及びⅥ－２－８の各規定に準ずるほか、以下の点に特に留意して検証することとする。 Ⅵ－２－９－１　業務執行態勢に関する留意事項 （１）移行期間特例業務等の要件 移行期間特例業者は、顧客が移行期間特例業務の相手方とすることができる海外投資家等（金商法附則第３条の３第６項に規定する海外投資家等をいう。以下Ⅵ－２－９において同じ。）に該当すること、その他移行期間特例業務等の要件を充足することを確認し記録する必要があるところ、届出書類の確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際しては、例えば以下のような点に留意して検証することとする。 ①　移行期間特例業務を行う者が、顧客が海外投資家等のみであることを適切に確認し、確認結果についての社内記録を作成及び保存しているか。 ②　移行期間特例業務を行う者が、顧客が投資運用業を行う金商業者及び登録金融機関である場合、当該金商業者及び登録金融機関の商号、登録番号、所在地等を確認し、確認結果についての社内記録を作成及び保存しているか。 ③　外国投資運用業者について、我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有する国又は地域において、投資運用業を行うことについて金商法上の登録と同種類の登録を受けているか。 ④　外国投資運用業者について、外国の法令に準拠し、当該外国にお

改　正　案	現　行
	いて投資運用業を開始してから３年以上の業務実績があるか。また、業務実績の期間算定に休業期間等を含めていないか。 ⑤　主な運用対象が、国内企業等に対する議決権のある株式、新株予約権、新株予約権付社債や、これらを信託財産とする信託受益権となっていないか。 （２）監督手法・対応 移行期間特例業務等は、我が国資本市場の国際金融センターとしての機能発揮に向けて、海外投資運用業者等の受入れを促進する観点から、時限措置として、簡素な手続きによる業務開始を可能としたものである。こうした制度趣旨に鑑み、例えば、以下のような点に留意して監督を行うものとする。 ①　移行期間特例業務等を行うことができるのは、届出の日から５年を経過したとき、又は当該期間が経過するまでの間に、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者となった場合には、当該金融商品取引業者等、特例業務届出者若しくは海外投資家等特例業務届出者となったときまでとされているところ、当該５年間の時限措置期間内に、日本において、金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者となることが予定されているか。 ②　金融商品取引業者等、特例業務届出者又は海外投資家等特例業務届出者について、登録又は届出を行う場合には、それぞれの業態に応じた要件を満たす必要があることについて検討が行われているか。
Ⅵ－２－９［略］	Ⅵ－２－１０［略］
Ⅵ－２－９－１　投資法人の機関運営等に関する事項 （１）～（４）［略］	Ⅵ－２－１０－１　投資法人の機関運営等に関する事項 （１）～（４）［略］
Ⅵ－２－１０　その他留意事項	Ⅵ－２－１１　その他留意事項

改　正　案	現　行
Ⅵ－２－１０－１　投信法及び信託法に関する留意事項 　新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、Ⅵ－２－１０－１における用語の定義は以下のとおりとする。 　①～⑥［略］ ［略］ Ⅵ－２－１０－２　委託者非指図型投資信託に関する留意事項 ［略］ Ⅵ－２－１０－３　投資法人の合併に関する留意事項 ［略］ Ⅵ－２－１０－４　分別管理等に関する留意事項 （１）・（２）［略］ Ⅵ－２－１１　協会未加入業者に関する監督上の留意点 （１）主な着眼点 　①　金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（Ⅵ－２－１１において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。 　②・③［略］ （２）［略］	Ⅵ－２－１１－１　投信法及び信託法に関する留意事項 　新信託法の施行前に信託された投資信託についての適用法令に関する留意事項は次のとおり。なお、Ⅵ－２－１１－１における用語の定義は以下のとおりとする。 　①～⑥［略］ ［略］ Ⅵ－２－１１－２　委託者非指図型投資信託に関する留意事項 ［略］ Ⅵ－２－１１－３　投資法人の合併に関する留意事項 ［略］ Ⅵ－２－１１－４　分別管理等に関する留意事項 （１）・（２）［略］ Ⅵ－２－１２　協会未加入業者に関する監督上の留意点 （１）主な着眼点 　①　金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（Ⅵ－２－１２において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。 　②・③［略］ （２）［略］

改　正　案	現　行
Ⅵ－３　諸手続（投資運用業） Ⅵ－３－１ Ⅵ－３－１－１ 投資運用業 （１）～（２）［略］ （３） ①～③［略］ ④　コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験 コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験が記載されていること（投資運用関係業務（金商法第２条第43項第２号に規定する投資運用関係業務に限る。）を投資運用関係業務受託業者に委託し、金商法第29条の４第１項第１号の２ただし書に規定する当該投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者を確保する場合には、当該者の当該投資運用関係業務の監督に係る知識及び経験が記載されていること。）。 ⑤～⑦［略］ （４）金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。 ①　登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅥ－２－１１に準じた監督上の対応がとられること。 ②・③［略］ （５）～（７）［略］	Ⅵ－３　諸手続（投資運用業） Ⅵ－３－１ Ⅵ－３－１－１ 投資運用業 （１）～（２）［略］ （３） ①～③［略］ ④　コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験 コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験が記載されていること（投資運用関係業務（金商法第２条第43項第２号に規定する投資運用関係業務に限る。）を投資運用関係業務受託業者に委託し、金商法第29条の４第１項第１号の２ただし書に規定する当該投資運用関係業務の監督を適切に行う能力を有する者を確保する場合には、当該者の当該投資運用関係業務の監督に係る知識及び経験が記載されていること。 ⑤～⑦［略］ （４）金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。 ①　登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅥ－２－１２に準じた監督上の対応がとられること。 ②・③［略］ （５）～（７）［略］

改　正　案	現　行
Ⅵ－３－１－２～３［略］	Ⅵ－３－１－２～３［略］
Ⅵ－３－１～３［略］	Ⅵ－３－２～３［略］
（削除）	Ⅵ－３－４　移行期間特例業務等に係る事務処理上の留意点 移行期間特例業務等に係る事務処理上の留意点については、Ⅵ－３－３に準ずるものとする。
Ⅵ－３－４　投資法人に係る事務処理上の留意点	Ⅵ－３－５ 投資法人に係る事務処理上の留意点
Ⅵ－３－４－１ 登録投資法人の変更及び解散の届出 （１）～（３）［略］	Ⅵ－３－５－１ 登録投資法人の変更及び解散の届出 （１）～（３）［略］
Ⅵ－３－４－２ 臨時報告書 （１）・（２）［略］	Ⅵ－３－５－２ 臨時報告書 （１）・（２）［略］
Ⅵ－３－４－３ 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等 （１）～（４）［略］	Ⅵ－３－５－３ 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等 （１）～（４）［略］
Ⅵ－３－４－４ 証明書の発行 （１）・（２）［略］	Ⅵ－３－５－４ 証明書の発行 （１）・（２）［略］